

ボイラー運転管理等業務委託契約書（案）

契 約 名	ボイラー運転管理等業務
契 約 金 額	金 円也 (内消費税及び地方消費税の額 円)
臨 時 委 託 単 価	金 円也 (内消費税及び地方消費税の額 円)
期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 保 証 金	金 円 (福島県病院局財務規程（福島県病院管理規程5号）第174条の規定に該当する場合、免除する。)

福島県立宮下病院（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、上記の委託業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、善良な管理者の注意をもって、福島県立宮下病院ボイラー運転管理等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い誠実に業務を行わなければならない。

（業務従事者）

第2条 乙は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）の氏名等を書面により、甲に届け出るものとする。

2 乙は、1ヶ月の従事者の勤務予定表を、甲に前月末日までに提出するものとする。

（業務の報告、検査）

第3条 乙は、仕様書に定めるところにより、甲に対し業務の報告をし、業務の履行について検査を受けるものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、その都度委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、若しくは調査し、又は指示することができる。

3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものがあると認めるときには、乙に対して改善を命ずることができる。

4 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第4条 乙は、前条第1項又は第4項の検査に合格したときは、書面をもって当該月分の委託料の支払いを請求することができる。

2 前項の金額は、第4条の委託料の金額を12で除した額とする。ただし、その金額に端数が生じる場合は、甲、乙両者の協議によって処理を決定する。

3 甲は、乙の請求書を受領した日の翌日から30日以内に支払うものとする。

4 甲が5月～10月の期間において土曜日、日曜日及び国民の祝日での出勤（以下「休日出勤」とする。）が特に必要と認めたとき、乙に対して出勤を命じることができる。なお、休日出勤が生じた場合、乙は甲に対して臨時委託単価に休日出勤日数を掛けた金額を当該月分の委託料として請求することができる。

（遅延利息）

第5条 甲の責めに帰する事由により、第6条3項による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に年2.5%で計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

（契約金額、給付内容の変更）

第6条 次の各号の一に該当する場合には、甲、乙協議の上、この契約を変更することができる。

イ 乙が行う業務量に著しい変更が生じたとき

ロ その他、甲、乙両者が必要と認めたとき

（計器、器具等の負担）

第7条 乙が、委託業務を遂行するに当たり必要とする計器、器具、工具及び消耗品等の費用は特に定めのある場合を除き乙の負担とする。

（委託業務の監督）

第8条 甲は、必要があると認めたときは、その都度、委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、若しくは、調査し、又は指示することができる。

2 甲は、改善すべきものがあると認めたときは、乙に対して改善を命じることができる。

（施設等の無償使用）

第9条 甲は、乙が委託業務を遂行するために必要な範囲内において、建物の一部（従業員控室等）及びその付帯設備（水道、電気、ガス等）を無償で貸与、提供する。

（施設等の修理）

第10条 乙は、使用を許可された施設等に修理等の必要が生じたときは、甲に申し出るものとし、甲が修理を行う。

2 乙の責に帰する理由により修理の必要が生じたときは、甲の許可を得て乙が修理を行う。

（事故等に対する対処）

第11条 乙は、職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

2 乙は、事故が発生したときは、直ちに適切な処置をとるとともに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙及び従事者は、別記の個人情報取扱特記事項に基づき、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、従事者は退職した後についても同様の義務を負いその責めを免れない。

（権利義務譲渡等の禁止）

第13条 乙は、契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し又は、担保に供してはなら

ない。また、業務の代行を除き再委託又は、貸与された施設等の転貸をしてはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号の一に該当することとなったときは、契約を解除することができる。

- 1 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- 2 乙から契約解除の申し出があり、その理由が正当と甲が認めたとき。
- 3 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第 15 条 乙は、第 16 条各項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲が第 16 条各項の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による損害の場合は、この限りでない。

(談合による損害賠償)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 16 条に規定する契約の解除をするか否

かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（違約金の徴収）

第18条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年2.5%の割合で計算した利息（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を付した額を乙から徴収する。

（協議）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決）

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（電子契約の場合における契約の効力の発生）

第21条 本契約案件が電子契約において締結される場合において、本契約案件への甲と乙の電子署名日が、契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、契約の効力は契約書に定める履行開始日から生じるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 甲 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150
福島県立宮下病院長
横山 秀二

受託者 乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。